

# 山梨県公報

号外第五十八号

平成二十八年

十月十九日

水曜日

## 目次

条 例

- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例を廃止する条例……………三

## 条例のあらまし

○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(国保課)

1 国民健康保険法の一部改正に鑑み、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための協議会を設置することとした。

2 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行することとした。

○山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(市町村課)

1 山梨県個人番号の利用に関する条例の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 個人番号の独自利用事務を、本人確認情報を利用し、又は提供することができる事務として次のとおり新たに規定する。

(1) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務

(2) 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務

(3) 私立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務

(4) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

(5) 県立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務

(二) 教育委員会による(一)(4)又は(5)の事務の遂行に当たり、知事が教育委員会へ本人確

認情報を提供する方法を次のとおり定める。

(1) 電気通信回線を通じて送信する方法

(2) 磁気ディスク等を送付する方法

2 この条例は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

○山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(建築住宅課)

1 建築基準法の一部改正に鑑み、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 山梨県建築基準法施行条例の一部改正

特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定めることとした。

(二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、一部の規定を除き、平成二十八年十一月一日から施行することとした。

○山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害申慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害申慰金等に関する事務を加えることとした。

2 この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行することとした。

○山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例を廃止する条例(条例第五十二号)(県有林課)

1 県立県民の森保健休養施設の南アルプス市への譲渡に伴い、県立県民の森保健休養施設を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

### 山梨県条例第四十八号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

山梨県知事 後 藤 齋

「山梨県医療扶助審議会

第二条第一項中「山梨県医療扶助審議会」を 山梨県国民健康保険運営協議会」に改める。

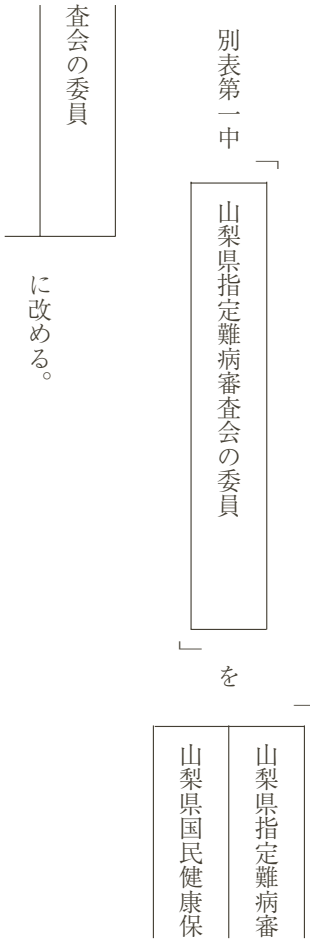
別表第一第一号の表山梨県医療扶助審議会の項の次に次のように加える。

山梨県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定により行う同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十九号）の施行のために必要な国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	十一人	一 被保険者を代表する者 二 保険医又は保険薬剤師を代表する者 三 公益を代表する者 四 被用者保険等保険者を代表する者	二年
----------------	--	-----	---	----

附則

(施行期日)

- この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。  
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。



除運営協議会の委員

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十九号

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

山梨県住民基本台帳法施行条例(平成十四年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とする。

第五条第三項中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(次条及び別表第二において「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第二のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報(知事以外の執行機関への提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする)。

- 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)を知事以外の執行機関に送付する方法

別表に次の三号を加える。

- 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの
- 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等(次表において「高等学校等」という。)であって私立の

ものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの  
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

**別表第二（第三条関係）**

提供を受ける知事 以外の執行機関	事務
教育委員会	<p>一 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの</p> <p>二 高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

**附則**

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第五十号**

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県建築基準法施行条例の一部改正）

**第一条** 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第六中五十三の項を五十四の項とし、二十五の項から五十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十四の項中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表二十三の項の次に次のように加える。

二十四 法第六十条の三第一項第三号の規	特定用途誘導地区内	十六万円
定に基づく特定用途誘導地区内における	における建築物の容	

建築物の容積率又は建築面積に関する制  
限の適用除外に係る許可の申請に対する  
審査  
積率又は建築面積に  
関する制限の適用除  
外に係る許可申請手  
数料

（山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

**第二条** 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表九の項ム中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県建築基準法施行条例別表第六の二十四の項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

2 第一条の規定による改正後の山梨県建築基準法施行条例別表第六の二十四の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第五十一号**

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(七) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

**附則**

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第五十二号**

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例を廃止する条例  
山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第一号)は、  
廃止する。

**附則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十八年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。